

△

12月5日 14時頃

みらい (X!) 行くとパルパーが行けないうと申し出る

~~翌 6時頃~~

南は、説得す子に話しの場を泉南市に説定した(17時頃)

(泉南市) 南、長岡、植田、(泉南市) 野、戸尾、1斤への懇談会

(みらい) 西之町、奥永

田嶋の2人、ク時に事情説明を要請、(X!)

南は、サービスを継続できよう説得す子、(明日の6日からサービスに行かないといふこと、林、やめてほしい、)
泉南市と同様に説得す子、特に泉南市は何も言わなかった、

みらいは「翌日から」要約不実行といふろうと、パルパーを派遣しない、と強く主張したので南は認めてしまった。

みらいの言い分を、泉南市と同様に認めた、サービス停止

みらいからの解約理由は具体的に何をと
ことはできず、とにかくサービスに入れない(行きた
くない)との理由であった。

5日は、

みらいを指導管轄する自治である堺市は
当日にかけられ
既に認め^ていたため 即日翌日からの立場
~~格にサービスを~~の

みらい^{から}のサービス停止~~に~~に協力する^{こと}とした。

この席上で 明日のサービスができないことと、その
説明にお伺する^{こと}とを電話^を直ちに立場
~~確認するよう市が指導した。~~



みらいの意志を再確認した
開会した。(所要時間は約30分)

平成26年7月11日

健康部長 南 真一